

(別冊)
法制度上の支援措置

- 01 総合特別区域法（国会審議中）に基づく総合特別区域制度
- 02 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域制度
（新たな規制の特例措置の提案及び構造改革特別区域計画の認定）
- 03 地域再生法に基づく地域再生制度
（地域再生に関する施策の改善についての提案及び地域再生計画の認定）
- 04 中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定制度
- 05 緊急消防援助隊の充実強化
- 06 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- 07 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく農商工等連携事業計画の認定
- 08 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（地域資源法）
に基づく地域産業資源活用事業計画の認定
- 09 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（新事業活動促進法）に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定
- 10 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定制度
- 11 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化支援事業計画の認定制度

法制度上の支援措置 1

施策名	総合特別区域法（国会審議中）に基づく総合特別区域制度
根拠条項	総合特別区域法（国会審議中）
概要	総合特別区域制度は、地域がめざす政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特別区域（総合特区）として指定する。その上で、当該区域における取組の考え方について、国際戦略総合特区にあっては国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては地域活性化方針としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、関係省庁からの代替案の提示も含め、国と地域の協働プロジェクトとして進める。具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施するもの。
対象者	地方公共団体、民間企業、NPO等による官民共同の協議会
支援要件	地域の取組主体による「地域協議会」における協議等を踏まえ、総合特別区域の指定申請及び新たな規制の特例措置等に関する提案を行う。 総合特別区域として指定された場合、国と地方の協議会における協議等を踏まえ、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置が講じられることとなる。
支援内容	規制の特例措置については、指定申請に併せて行われた地域からの提案に基づき、法に基づいて、関係省庁と地域の主体を構成員として設置される国と地方の協議会において協議を行う。その結果、協議の調ったものについては、新たな規制の特例措置として整備され、具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することとなる。
支援手続スケジュール (予定でも可)	総合特別区域法案について、現時点で国会審議中のため未定。
備考	—
連絡先	内閣府 地域活性化推進室 TEL : 03-3539-2119 FAX : 03-3591-1971 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/

法制度上の支援措置 2

施策名	構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域制度 (新たな規制の特例措置の提案及び構造改革特別区域計画の認定)
根拠条項	構造改革特別区域法第3条第3項及び第4条第1項
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな規制の特例措置の提案 新たな規制の特例措置の提案を民間事業者や地方公共団体、個人など、広く国民から募集し、関係省庁と調整を行った上で、規制の特例措置の実現を目指す。 ○ 構造改革特別区域計画の認定 地方公共団体が作成した構造改革特別区域計画に対し、国が認定を行うことにより、当該地域の特性に応じた規制の特例措置を活用することができ、地域の活性化が図られる。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな規制の特例措置の提案・・・地方公共団体、民間事業者、個人 等 ○ 構造改革特別区域計画の認定・・・地方公共団体
支援要件	<p>構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 ○ 構造改革特別区域の名称、範囲、特性、意義・目標 ○ 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 ○ 特定事業の名称 ○ 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 等
支援内容	<p>構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本方針の別表1に記載されている特例措置のとおり。</p> <p><特例措置の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米等又は果実を原料とした濁酒(「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 ○ 特産酒類の製造事業【特定事業番号709】 地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。 等
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月・10月頃 規制の特例措置の提案募集 ○ 10月・翌2月頃 規制の特例措置の追加について政府の対応方針決定 ○ 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体より、構造改革特別区域計画の認定申請 ○ 7月・11月・翌3月頃 内閣府が、構造改革特別区域計画を認定
備考	-
連絡先	<p>内閣府 TEL : 03-3539-2529</p> <p>地域活性化推進室 FAX : 03-3591-1973</p> <p>URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</p>

法制度上の支援措置 3

施策名	地域再生法に基づく地域再生制度 (地域再生に関する施策の改善についての提案及び地域再生計画の認定)
根拠条項	地域再生法第5条第1項
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生に関する施策の改善についての提案 地域再生に関する施策の改善について、民間事業者や地方公共団体、個人など、広く国民から提案することができる。 ○ 地域再生計画の認定 地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域の声や地域の政策ニーズを踏まえて、国が支援措置のメニューを整備し、地方公共団体は関係者・関係機関等と連携し、地域の取組に必要な支援措置を記載した地域再生計画の認定を受け、地域再生の実現を図る。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生に関する施策の改善についての提案： 地方公共団体、民間事業者、個人 等 ○ 地域再生計画の認定： 地方公共団体
支援要件	<p>地域再生計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生計画の名称、作成主体の名称、区域、目標 ○ 目標を達成するために行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・全体の概要 ・法第5章の特別の措置を適用して行う事業 ・その他の事業 ○ 計画期間 ○ 目標の達成状況に係る評価に関する事項 ○ 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項
支援内容	<p>地域再生計画の認定を受け、支援を受けることができる施策は、地域再生基本方針別表(地域再生計画と連動する施策)のとおり。</p> <p><地域再生計画と連動する主な施策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生基盤強化交付金 地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行うため、交付される交付金(道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金)。 ○ 地域再生支援利子補給金 認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣府から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給。 ○ 補助対象施設の有効活用 補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い、需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化(地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認める。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする)。 <p style="text-align: right;">等</p>
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月頃 内閣府が、地域再生に関する施策の改善について提案募集 ○ 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体が、内閣府に対して、地域再生計画の認定申請 ○ 7月・11月・翌3月頃 内閣府が、地域再生計画を認定 ○ 翌2～3月 地域再生に関する施策の改善についての提案に対する政府予算案の反映状況の公表
連絡先	<p>内閣府 TEL： 03-3539-2529</p> <p>地域活性化推進室 FAX： 03-3591-1973</p> <p>URL： http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</p>

法制度上の支援措置 4

施策名	中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定制度
根拠条項	中心市街地活性化法第9条第1項
概要	地域経済の中核を担う中心市街地において、都市機能の増進及び経済活力の増進を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組を集中的に支援。
対象者	市町村
支援要件	<p>中心市街地活性化基本計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地活性化に関する基本的な方針 ○ 中心市街地の位置及び区域 ○ 中心市街地の活性化の目標 ○ 計画期間(概ね5年以内) ○ 中心市街地活性化のための事業 ○ フォローアップの実施時期 ○ 地域の推進体制 <p style="text-align: right;">等</p>
支援内容	<p>中心市街地活性化基本計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金)※」の交付率(40%→45%)及び提案事業枠(1割→2割)の拡大 ○ 「暮らし・にぎわい再生事業※」による都市機能のまちなか立地、空きビル再生等の支援 ○ 「中心市街地共同住宅供給事業※」による優良な共同住宅の供給の支援 ※) 平成22年度より、従来のまちづくり交付金、暮らし・にぎわい再生事業等の地方公共団体向け補助金等については、社会資本整備総合交付金として支援。また、平成23年度より、暮らし・にぎわい再生事業の都道府県施行分については、地域自主戦略交付金として支援。 ○ 「街なか居住再生ファンド」による街なか居住再生に資する住宅等の整備事業等の支援 ○ 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」による商業施設の整備、活性化につながるソフト事業等の支援 ○ 「大規模小売店舗立地法」の特例による中心市街地への大規模小売店舗の立地促進 <p style="text-align: right;">等</p>
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随 時 市町村と内閣府との事前相談の実施 ○ 随 時 市町村が、内閣府に対して中心市街地活性化基本計画の認定申請 ○ 随 時 内閣府が、中心市街地活性化基本計画の認定 ○ 4月以降 地方公共団体・民間事業者等の実施主体が、関係省庁に交付申請 ○ 4月以降 関係省庁より、地方公共団体・民間事業者等の実施主体に交付 <p>※ 申請受付は、随時実施。</p>
備 考	中心市街地活性化法は、平成28年8月22日までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている(附則第2条)。
連絡先	<p>内閣府 TEL : 03-5510-2338</p> <p>地域活性化推進室 FAX : 03-3591-8801</p> <p>URL : http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/</p>

法制度上の支援措置 5

施策名	緊急消防援助隊の充実強化						
根拠条項	消防組織法第45条 消防組織法第49条第2項、緊急消防援助隊に関する政令第6条						
概要	地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、出動する緊急消防援助隊の活動体制を確保するために、必要な地方公共団体の設備の整備を促進する。						
対象者	緊急消防援助隊を構成する部隊を構成する市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合含む。）及び救助消防ヘリコプター等については地方公共団体						
支援要件	総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される施設であって、政令で定めるものに要する経費を補助の対象とし、具体的な補助対象施設については、「緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）」に規定している。						
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊に係る資機材及び車両等 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣が定める基準額の1/2 						
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。 ② 総務省と都道府県において補助金の充当を協議。 ③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。都道府県は市町村に配分を連絡。 ④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。 ⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切と認められた場合に交付決定を行う。 ⑥ 市町村は補助金の交付を受けて整備した設備について、緊急消防援助隊に登録。 						
備考	大規模地震等に対応するため平成15年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法制化され、緊急消防援助隊に係る基本計画に基づいて整備される車両等については国が補助するものとされた。（消防組織法第49条）						
連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">総務省消防庁</td> <td>TEL : 03-5253-7522、7527</td> </tr> <tr> <td>消防・救急課財政係</td> <td>FAX : 03-5253-7532、7537</td> </tr> <tr> <td>応急対策室広域応援企画係</td> <td>URL : http://www.fdma.go.jp/</td> </tr> </table>	総務省消防庁	TEL : 03-5253-7522、7527	消防・救急課財政係	FAX : 03-5253-7532、7537	応急対策室広域応援企画係	URL : http://www.fdma.go.jp/
総務省消防庁	TEL : 03-5253-7522、7527						
消防・救急課財政係	FAX : 03-5253-7532、7537						
応急対策室広域応援企画係	URL : http://www.fdma.go.jp/						

法制度上の支援措置 6

施 策 名	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）						
根拠条項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築物等木材利用促進法第10条（木材製造高度化計画の認定） ○ 公共建築物等木材利用促進法第12条（林業・木材産業改善資金助成法の特例） ○ 公共建築物等木材利用促進法第13条（森林法の特例） ○ 公共建築物等木材利用促進法第14条（国有施設の使用） 						
概 要	<p>公共建築物等に適した木材を円滑に供給していくため、木材製造業者は施設整備等の木材製造高度化計画を策定し、農林水産大臣の認定を受けることが可能。その高度化計画に従って行う取組に対し林業・木材産業改善資金の償還期間を延長する等、設備投資に対する事業者負担を軽減。</p> <p>また、公共建築物の整備の用に供する木材生産に関する試験研究を行う場合、国有試験研究施設の使用において減額措置を行うことにより、事業者の経営上の負担を軽減し、木材に係る技術開発を促進。</p>						
対 象 者	木材製造業者等						
支援要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材製造高度化計画の認定申請の記載事項は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材製造の高度化の目標 2. 木材製造の高度化の内容 3. 木材製造の高度化の実施期間 4. 公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設の種類及び規模 5. 当該施設の位置、配置及び構造 6. 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 7. その他木材製造の高度化を実施するための重要事項 ○ 国有試験施設の使用申請の記載事項は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究の概要 2. 国有の試験研究施設を使用して試験研究を行うことが当該試験研究を促進するため特に必要である理由 						
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材製造高度化計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金について、償還期間を10年から12年に延長。 2. 施設整備において森林における開発行為を行う場合、高度化計画の認定をもって林地開発の許可があったものとみなし、事務手続の負担を軽減。 ○ 国有試験研究施設を使用する場合の減額措置は以下のとおり。 公共建築物の整備を目的とする木造施設の火災実験等、公共性の高い実験を行う場合に限定し、国有の試験研究施設（消防庁消防大学校試験研究施設）の使用を時価からその5割以内を減額した対価で使用可能。 						
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随 時 木材製造業者と都道府県との事前相談の実施 ○ 随 時 木材製造業者より、木材製造高度化計画の認定申請 ○ 随 時 農林水産大臣により、木材製造高度化計画の認定通知等 ○ 随 時 国有試験研究施設の減額使用認定の申請 ○ 随 時 農林水産大臣により、認定書を交付 						
備 考	—						
連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">農林水産省（林野庁）</td> <td>TEL：03-6744-2297</td> </tr> <tr> <td>林政部</td> <td>FAX：03-3502-0305</td> </tr> <tr> <td>木材利用課</td> <td>URL：http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html</td> </tr> </table>	農林水産省（林野庁）	TEL：03-6744-2297	林政部	FAX：03-3502-0305	木材利用課	URL： http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html
農林水産省（林野庁）	TEL：03-6744-2297						
林政部	FAX：03-3502-0305						
木材利用課	URL： http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html						

法制度上の支援措置 7

施策名	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (農商工等連携促進法) に基づく農商工等連携事業計画の認定
根拠条項	農商工等連携促進法第4条
概要	中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用し、新事業活動(新商品・新サービスの開発等)を行うことにより、需要の開拓を図る。
対象者	中小企業者等
支援要件	<p>農商工等連携事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること ○それぞれの経営資源を有効に活用すること ○新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること ○中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること <p style="text-align: right;">等</p>
支援内容	<p>農商工等連携事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試作品開発等に対する補助金(補助率: 2/3、上限: 3000万円/計画) ○日本政策金融公庫による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○専門家等によるサポート支援等 ○小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 ○食品流通構造改善促進機構の債務保証 <p style="text-align: right;">等</p>
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業者等は経済産業局や中小企業基盤整備機構等中小企業支援機関に事前相談 2. 中小企業者と農林漁業者は共同で農商工等連携事業計画を策定し、経済産業局長等へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長等が計画を認定 4. 認定を受けた事業者は、中小企業基盤整備機構からのサポート支援を受けることが可能
備考	-
連絡先	<p>経済産業省 中小企業庁 新事業促進課</p> <p>TEL : 03-3501-1767 FAX : 03-3501-7055 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/</p>

法制度上の支援措置 8

施策名	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (地域資源法) に基づく地域産業資源活用事業計画の認定
根拠条項	地域産業資源活用促進法第6条
概要	中小企業が地域産業資源（鉱工業品、農林水産物、観光資源等）を活用し、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、需要の開拓を図る。
対象者	中小企業者等
支援要件	<p>地域産業資源活用事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が指定する地域資源を活用した事業であること ○新規性のある事業であること ○域外への新たな需要が相当程度（5年間で総売上高の5%以上）の開拓が見込まれること 等
支援内容	<p>地域産業資源活用事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試作品開発等に対する補助金（補助率：2/3、上限：3000万円/計画） ○政府系金融機関による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○投資育成株式会社法に係る特例 ○専門家等によるサポート支援等
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業は経済産業局や中小企業基盤整備機構等中小企業支援機関に事前相談 2. 中小企業は、地域産業資源活用事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長が計画を認定 4. 認定を受けた事業者は、中小企業基盤整備機構からのサポート支援を受けることが可能
備考	-
連絡先	<p>経済産業省 中小企業庁 新事業促進課</p> <p>TEL : 03-3501-1767 FAX : 03-3501-7055 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/</p>

法制度上の支援措置 9

施策名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（新事業活動促進法） に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定
根拠条項	新事業活動促進法第11条
概要	異分野の中小企業が連携し、互いに経営資源（技術、販路等）を活用して、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る。
対象者	中小企業者等
支援要件	<p>異分野連携新事業分野開拓計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○異分野の中小企業者が2者以上集まっていること ○新規性のある商品・サービスの開発等を行うこと ○相当程度の需要を開拓すること ○新連携事業において一定の利益をあげること <p style="text-align: right;">等</p>
支援内容	<p>異分野連携新事業分野開拓計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試作品開発等に対する補助金（補助率：2/3、上限：3000万円/計画） ○政府系金融機関による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○特許料減免措置 ○投資育成株式会社法に係る特例 ○専門家等によるサポート支援等
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業は経済産業局や中小企業基盤整備機構等中小企業支援機関に事前相談 2. 中小企業は異分野連携新事業分野開拓計画を策定し、経済産業局長へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長が計画を認定 4. 認定を受けた事業者は、中小企業基盤整備機構からのサポート支援を受けることが可能
備考	-
連絡先	<p>経済産業省 中小企業庁 新事業促進課</p> <p>TEL : 03-3501-1767 FAX : 03-3501-7055 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/</p>

法制度上の支援措置 10

施策名	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定制度
根拠条項	地域商店街活性化法第4条第1項
概要	商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図る。
対象者	商店街振興組合等（商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合等）
支援要件	<p>商店街活性化事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街活性化事業の目標 ○商店街活性化事業の内容及び実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間（概ね3年間～5年間） ・商店街活性化事業の実施地域 ・地域住民のニーズ ・実施計画の内容及びその効果（定量的な数値目標） ○商店街活性化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 等
支援内容	<p>商店街活性化事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小商業活力向上補助事業における補助率の引き上げ（最大1/2→2/3） ○小規模企業者が認定計画の下で事業を行う場合に必要となる設備資金の無利子貸付の割合・限度額の引き上げ（最大貸付割合の1/2・限度額4,000万円→2/3・限度額6,000万円） ○信用保証の特例普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の保証限度額の別枠化 ○認定を受けた事業に供される土地等を譲渡した場合、その譲渡所得から1,500万円を上限とした所得控除 ○事業費の8割を限度に都道府県・市町村による高度化融資 ○（株）日本政策金融公庫による低利子融資による地域内の中小小売商業者等への事業資金の貸付け
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、商店街振興組合等から経済産業局に事前相談。 ○商店街振興組合等が商店街活性化事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請。 ○経済産業局は、申請された商店街活性化事業計画について、都道府県・市町村の意見を聴取。 ○経済産業局において、外部有識者による評価委員会の評価の後、各経済産業局長が商店街活性化事業計画を認定。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○申請受付は随時実施。 ○法律施行（平成21年8月1日）から5年を経過した後、必要があると認めるときは所要の措置を講じる。 ○地域商店街活性化法の正式名称は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律。
連絡先	<p>経済産業省 中小企業庁 TEL : 03-3501-1929</p> <p style="padding-left: 100px;">経営支援部 商業課 FAX : 03-3501-7809</p> <p style="padding-left: 100px;">URL : http://www.chusho.meti.go.jp/</p>

法制度上の支援措置 1 1

施策名	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化支援事業計画の認定制度
根拠条項	地域商店街活性化法第6条第1項
概要	商店街振興組合等に対して行う商店街活性化事業計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う商店街振興組合等の組合員又は所属員に対する研修、商店街活性化事業の実施についての指導・助言その他の商店街活性化事業の円滑な実施を支援。
対象者	一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、中小企業要件等の条件を満たすもの）
支援要件	<p>商店街活性化支援事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街活性化支援事業の目標 ○商店街活性化支援事業の内容及び実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間（概ね3年間～5年間） ・商店街活性化支援事業の実施地域 ・実施計画の内容及びその効果（定量的な数値目標） ○商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 <p style="text-align: right;">等</p>
支援内容	<p>商店街活性化支援事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小商業活力向上補助事業にかかる補助率の引き上げ（最大1/2→2/3） ○信用保証の特例普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の保証限度額の別枠化 ○事業費の8割を限度に都道府県・市町村による高度化融資 ○（株）日本政策金融公庫による低利子融資による地域内の中小小売商業者等への事業資金の貸付け
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、一般社団法人等から経済産業局に事前相談。 ○一般社団法人等が、商店街活性化支援事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請。 ○各経済産業局において、外部有識者による評価委員会の評価の後、各経済産業局長が商店街活性化支援事業計画の認定。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○申請受付は随時実施。 ○法律施行（平成21年8月1日）から5年を経過した後、必要があると認めるときは所要の措置を講じる。 ○地域商店街活性化法の正式名称は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律。
連絡先	<p>経済産業省 中小企業庁 TEL : 03-3501-1929</p> <p style="padding-left: 100px;">経営支援部 商業課 FAX : 03-3501-7809</p> <p style="padding-left: 100px;">URL : http://www.chusho.meti.go.jp/</p>